



第1章

計画の策定にあたって

1 / 計画策定の趣旨

本市では、倉敷市男女共同参画条例（平成13年4月施行）において男女共同参画基本計画の策定を義務づけ、市民一人ひとりの人権が尊重される男女共同参画社会※の実現をめざして、平成13年度から平成22年度までを推進期間とする「くらしき男女共同参画プラン」（第一次倉敷市男女共同参画基本計画）を策定しました。

その後、平成23年度からの「第二次くらしきハーモニープラン」（第二次倉敷市男女共同参画基本計画）では、ワーク・ライフ・バランス※の推進など、平成28年度からの「第三次くらしきハーモニープラン」（第三次倉敷市男女共同参画基本計画）では、女性の活躍推進などにも新たに重点を置き、さまざまな施策を推進してきました。

計画の策定から20年が経過する中、男女共同参画社会実現への意識は徐々に改善し、ワーク・ライフ・バランスや女性活躍を推進する取り組みについても広がりを見せています。

一方、本市に甚大な被害をもたらした平成30年7月豪雨災害での避難所運営では、性犯罪防止や相談窓口の周知などの取り組みを行いましたが十分とは言えず、性別によるニーズの違いや性的マイノリティ※の方への配慮などの課題が明らかになりました。

災害時には、これらの課題が顕著にあらわれるため、防災・復興対策においては、平常時から男女共同参画を促進していくことが重要であることを認識しました。

また、新型コロナウィルス感染症の拡大は、テレワークやオンライン会議、在宅勤務等新たな取り組みを進め、働き方に対する常識を転換する大きな契機となっており、これまでの働き方改革を一層推進することが求められています。

※男女共同参画社会：男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会。

※ワーク・ライフ・バランス：「仕事と生活の調和」と訳され、一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいて、子育て期、中高年期といった各段階に応じて多様な生き方を選択・実現できること。

※性的マイノリティ：23ページキーワード参照。



このほか、男女共同参画社会※実現のためには、性的マイノリティ※の権利擁護、DV※や性暴力等あらゆる暴力の根絶など広がりを見せるさまざまな課題や、アンコンシャス・バイアス※と呼ばれる自分自身の経験や価値観からの無意識の思い込みの解消など、新しい課題に対する取り組みも求められています。

これまでの取り組みを継承しつつ、本市におけるこうした問題点や社会情勢の変化等により生じた新たな課題に対応することを目的とし、多様性への理解促進と防災・復興対策における男女共同参画の促進の視点を新たに加え、「第四次くらしきハーモニープラン」（第四次倉敷市男女共同参画基本計画）を策定するものです。

※アンコンシャス・バイアス：自分自身は気づいていない「ものの見方やとらえ方のゆがみや偏り」をいい、誰もが持っているものである。その人の過去の経験や知識、価値観、信念をベースに自分なりに解釈して、何気ない発言や行動として現れる。自分自身では意識しづらく、ゆがみや偏りがあるとは認識していないため、「無意識の思い込み」と呼ばれる。バイアスの対象は性別、人種、年齢などさまざまであり、例えば「女性は料理が得意」「受付業務は女性」などのアンコンシャス・バイアスのほか、職場においても「雑用は若手の仕事と決まっている」「定時で帰る社員はやる気がない」など無意識の「思い込み」「決めつけ」「押しつけ」により、周囲に悪影響を与える恐れがある。自分の持つアンコンシャス・バイアスに気づき、それが周囲にどのような影響を与えていたかを自覚することが重要とされる。

※DV：ドメスティック・バイオレンスの略称。配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力のこと。その形態は身体的暴力（なぐる・蹴るといった行為）の他に、心理的暴力（大声で怒鳴る、何を言っても無視するなどの行為）、経済的暴力（生活費を渡さないなど経済力を奪う行為）、性的暴力（性的行為を強要する、避妊に協力しないなどの行為）、社会的隔離暴力（交友関係やメールの内容などを監視する、外出を禁止するなどの社会的に隔離する行為）など広範にわたる。



2 / 計画策定の背景

(1) 世界の動き

昭和47年（1972年）の第27回国連総会において、昭和50年（1975年）を国際婦人年とすることが決定され、同年開催された第1回世界女性会議（メキシコ会議）において、女性の地位向上における各国の行動指針を定めた「世界行動計画」が採択されました。昭和55年（1980年）の第2回世界女性会議（コペンハーゲン会議）では、前年の第34回国連総会にて採択された「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約※）」に署名が行われ、昭和60年（1985年）の第3回世界女性会議（ナイロビ会議）では、各国等が効果的措置をとる上でのガイドラインとなる「婦人の地位の向上のためのナイロビ将来戦略」が採択されました。

さらに、平成7年（1995年）の第4回世界女性会議（北京会議）では、女性の地位向上やエンパワーメント※などを推進するための「北京宣言※」と今後各国が取り組むべき課題を示した「行動綱領※」が採択されました。

性的マイノリティ※に関する動きでは、平成20年（2008年）12月に、日本を含む8か国から、国連総会へ「性的指向※と性自認※に関する声明」が、性的マイノリティ※に対する人権保護の促進を求める声明として、初めて提出されました。この声明は、性的指向や性自認による差別を行わない原則を確認し、すべての人への人権の促進と保護を訴えたもので、提出国を含む66か国が賛同しました。

※女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）：男女の完全な平等の達成に貢献することを目的として女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念としている。具体的には、「女子に対する差別」を定義し、締結国に対し、政治的及び公的活動並びに経済的及び社会的活動における差別の撤廃のために適当な措置をとることを求めていた。昭和54年（1979年）の第34回国連総会において採択され、昭和56年（1981年）に発効。日本は昭和60年（1985年）に批准。

※（女性の）エンパワーメント：女性の経済・社会的地位の向上をめざして、個々の女性が経済活動や社会に参画するために必要な知識を身に着けていくことや、内に持つ力を發揮しうる環境を整えること。

※北京宣言及び行動綱領：男女平等、開発、平和を目標に掲げ、女性の地位向上とエンパワーメントを達成するために優先的に取り組むべき12の課題を明記した。

※性的指向：恋愛・性愛がいずれの性別を対象とするかを表すもの。具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛などを指す。

※性自認：性自認とは、自分の性をどのように認識しているのか、自分の感覚として持っているかを示す概念。「こころの性」と呼ばれることがある。

平成27年（2015年）には、国連持続可能な開発サミットにおいて「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、その中では17の目標（ゴール）と169のターゲットからなる「持続可能な開発目標（SDGs[※]）」が示され、すべての女性と女児のエンパワーメント^{*}を図る「ジェンダー^{*}平等を実現しよう」などの目標が盛り込まれました。

持続可能な開発目標（SDGs）



※SDGs : Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略称。「誰一人取り残さない」を理念とし、健康・福祉、働きがい・経済成長、気候変動対策などの17のゴールと169のターゲットが掲げられており、今後、社会・経済・環境上のさまざまな課題に世界各国の市民・企業・行政が協働して取り組んでいくための、もっとも重要なキーワードであり、新たなものさしとなるもの。

※ジェンダー：「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれついての生物学的性別（セックス／sex）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）という。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。



(2) 国の動き

昭和50年の国際婦人年を受け、世界の動向に合わせて女性の地位向上に取り組むため、同年に婦人問題企画推進本部が設置されました。また、昭和52年に以後10年間の女性行政関連施策の方向を明らかにした「国内行動計画」が策定され、これに基づいて昭和60年に「男女雇用機会均等法」が制定され、同年、女子差別撤廃条約※も批准されました。その後、平成7年の北京会議で採択された「北京宣言及び行動綱領※」を受けて平成8年に「男女共同参画2000年プラン」が策定されました。

平成11年には「男女共同参画社会基本法」(以下「基本法」という。)が制定され、男女共同参画社会※形成についての基本理念や国、自治体、国民の責務を明確化し、男女共同参画社会の実現が21世紀の我が国における最重要課題として位置づけられました。この基本法に基づき、平成12年には「男女共同参画基本計画」が策定され、以後、5年ごとに社会情勢の変化に応じて、新たな基本計画が策定されています。

平成13年には、夫婦間暴力の防止と被害者の保護を目的に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(以下「DV防止法※」といふ。)が制定され、それまで家庭内に潜在してきた夫婦間の暴力は、犯罪行為をも含む重大な人権侵害であると規定されました。さらに、平成25年の改正により、適用対象が夫婦だけでなく、事実婚状態にある者にまで拡大されました。

平成17年には、「育児・介護休業法」が改正され、さらに、平成19年には「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス※)憲章」及び行動計画が策定され、労働環境の面からも男女共同参画の推進が図られました。

平成27年には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法※」といふ。)」が制定され、一定規模以上の事業所に対し、一般事業主行動計画の策定等が義務付けられました。

このような取り組みにもかかわらず、令和元年に世界経済フォーラムが公表した「ジェンダー・ギャップ指数(GGI)※」において、我が国は、政治・経済分野での女性リーダーの登用が進んでいないことから153か国中121位となり、諸外国の推進スピードとの格差が明らかになりました。

また、令和2年の新型コロナウイルス感染症の拡大は、DV※や性暴力の増加・深刻化の懸念や雇用・所得への影響が男性に比べて女性の方がより大きいこと等、女性が置かれている社会的立場の不安定さに起因するさまざまな課題を浮き上がらせました。こうした課題を踏まえ、令和2年12月には、「第5次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。

※配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)：6ページキーワード参照。
※女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)：6ページキーワード参照。

※ジェンダー・ギャップ指数(GGI)：世界経済フォーラムが毎年発表している、経済・教育・保健・政治の4分野での男女平等の度合いを表す指標。令和元年(2019年)の日本の順位である121位は過去最低だった。6ページキーワード参照。

キーワード

～DV防止法～

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」とは、配偶者からの暴力に関する通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする法律です。

被害者が男性の場合もこの法律の対象となります。被害者は、多くの場合女性であることから、女性被害者に配慮した内容の前文が置かれています。※平成13年4月13日公布・10月13日施行（一部は平成14年4月1日施行）

キーワード

～女性活躍推進法～

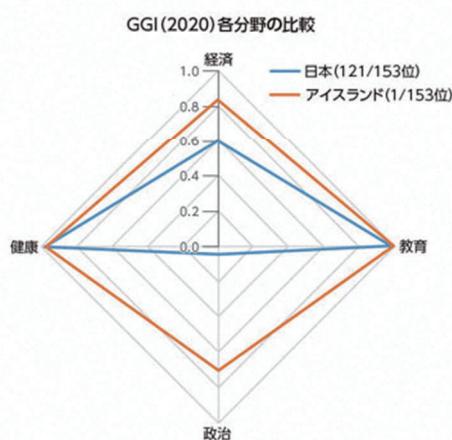
「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」は、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されるよう、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図ることを目的としています。基本原則を定め、国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等を定めています。10年間の時限立法です。※平成27年9月4日公布・同日施行（一部は平成28年4月1日施行）

キーワード

～ジェンダー・ギャップ指数（GGI）～

右の表は主要な国々の順位、左の表は経済・教育・健康・政治の4分野それぞれでの日本のスコアを表したものです。これらの表から、日本では、政治・経済の分野での女性の登用が進んでいないために、他のG7諸国に大きく後れをとっている、近隣諸国と比較しても、低い順位にあることが読み取れます。

特に政治分野でのスコアの低さが際立っており、女性リーダーが活躍できる環境づくりが課題となっています。



GGI(2020)
上位国及び主な国の順位

順位	国名	スコア
1	アイスランド	0.877
2	ノルウェー	0.842
3	フィンランド	0.832
4	スウェーデン	0.820
5	ニカラグア	0.804
6	ニュージーランド	0.799
7	アイルランド	0.798
8	スペイン	0.795
9	ルワンダ	0.791
10	ドイツ	0.787
15	フランス	0.781
19	カナダ	0.772
21	英國	0.767
53	米国	0.724
76	イタリア	0.707
81	ロシア	0.706
106	中国	0.676
108	韓国	0.672
121	日本	0.652





(3) 岡山県の動き

岡山県では、国際社会や国の動きを背景に男女共同参画社会^{*}の実現に向けた取り組みを進めており、平成9年4月に岡山県男女共同参画推進本部を設置し、全庁的な推進体制が整備されました。

平成13年3月には、県の男女共同参画基本計画として「おかやまウィズプラン21」が策定され、その後、平成28年の「第4次おかやまウィズプラン」まで5年ごとに策定された基本計画をもとに、「男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し」、「男女間のあらゆる暴力の根絶」、「さまざまな分野・産業における女性の活躍の場の拡大」などに関するさまざまな施策が推進されてきました。

しかし、男女共同参画を取り巻く社会経済情勢は、少子高齢化の進行と人口減少社会の到来や家族形態の変化、さらに新型コロナウイルス感染症の拡大による影響などにより変化しており、こうした状況を踏まえ、男女共同参画社会の実現に向けて、各種施策をより一層、総合的かつ計画的に推進するため、令和3年度を初年度とする「第5次おかやまウィズプラン」が策定されました。

(4) 倉敷市の取り組み

本市では、平成11年の男女共同参画基本法成立を契機に、「男女共同参画社会」の実現に向けた機運が高まりました。平成12年の「倉敷市男女共同参画都市宣言」に続き、平成13年の「倉敷市男女共同参画条例」の施行、最初の基本計画となる「くらしき男女共同参画プラン」の策定により、男女共同参画行政の礎を形成しました。

「くらしき男女共同参画プラン」は、推進期間を平成13年度から平成22年度までの10年間としていましたが、施策の達成度を評価する基準の導入や初めて事業者向けに実施された男女共同参画に関するアンケート結果を反映するために、平成18年度に改訂を行いました。これにより、初めて14の評価指標とそれぞれの目標値を設定し、また、女性従業員の出産・育児へのサポート体制整備について事業所へ働きかける施策についての充実等が図られました。

「くらしき男女共同参画プラン」の推進期間終了を受け、平成23年度から平成27年度までを推進期間とする「第二次くらしきハーモニープラン」を策定し、ワーク・ライフ・バランス^{*}や男女間のあらゆる暴力の根絶と被害者支援等の重点目標を新たに追加し、社会情勢の変化や市民等の意識・実態・ニーズを踏まえて基本目標等を組み直しました。

さらに、平成28年度から令和2年度までを推進期間とする「第三次くらしきハーモニープラン」(第三次倉敷市男女共同参画基本計画)を策定し、女性活躍の推進に重点を置いた施策の充実を図りました。



一方、平成21年には「倉敷市ドメスティック・バイオレンス※の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画」（以下「倉敷市DV防止計画」という。）を策定し、「第三次くらしきハーモニープラン」以降は、男女共同参画に関する施策とDV※を含めた暴力根絶を一体的に進めるために、同ハーモニープランの中に「倉敷市DV防止計画」を位置づけることとしました。

また、同年に倉敷市配偶者暴力相談支援センター※を設置し、平成28年からは、支援対象を高梁川流域圏7市3町まで拡大し、DV被害者等の相談や安全確保のための支援体制の充実を図っています。

また、平成27年10月には、男女共同参画社会※づくりを考える国内最大規模の大会である「日本女性会議2015倉敷」を、多くの市民・事業所等との協働により開催し、本市における男女共同参画の機運はさらに高まりました。

そして、「日本女性会議2015倉敷大会」の成果を踏まえ策定された「第三次くらしきハーモニープラン」の基本理念などや、この大会で生まれた協賛企業・団体等との繋がりを活かしたワーク・ライフ・バランス※推進等の取り組みを、「第四次くらしきハーモニープラン」は継承しています。

※ドメスティック・バイオレンス：略称であるDVが使われることが多い。DVについては2ページ下部及び巻末の用語解説を参照。

※配偶者暴力相談支援センター：配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律により、都道府県に義務（市町村に努力義務）づけられているDV被害者救済のための拠点施設。センターでは次の業務を行う。①相談②医学的・心理学的な指導③一時保護④自立支援のための情報提供・援助⑤保護命令制度に関する情報提供・援助⑥被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報の提供・援助。



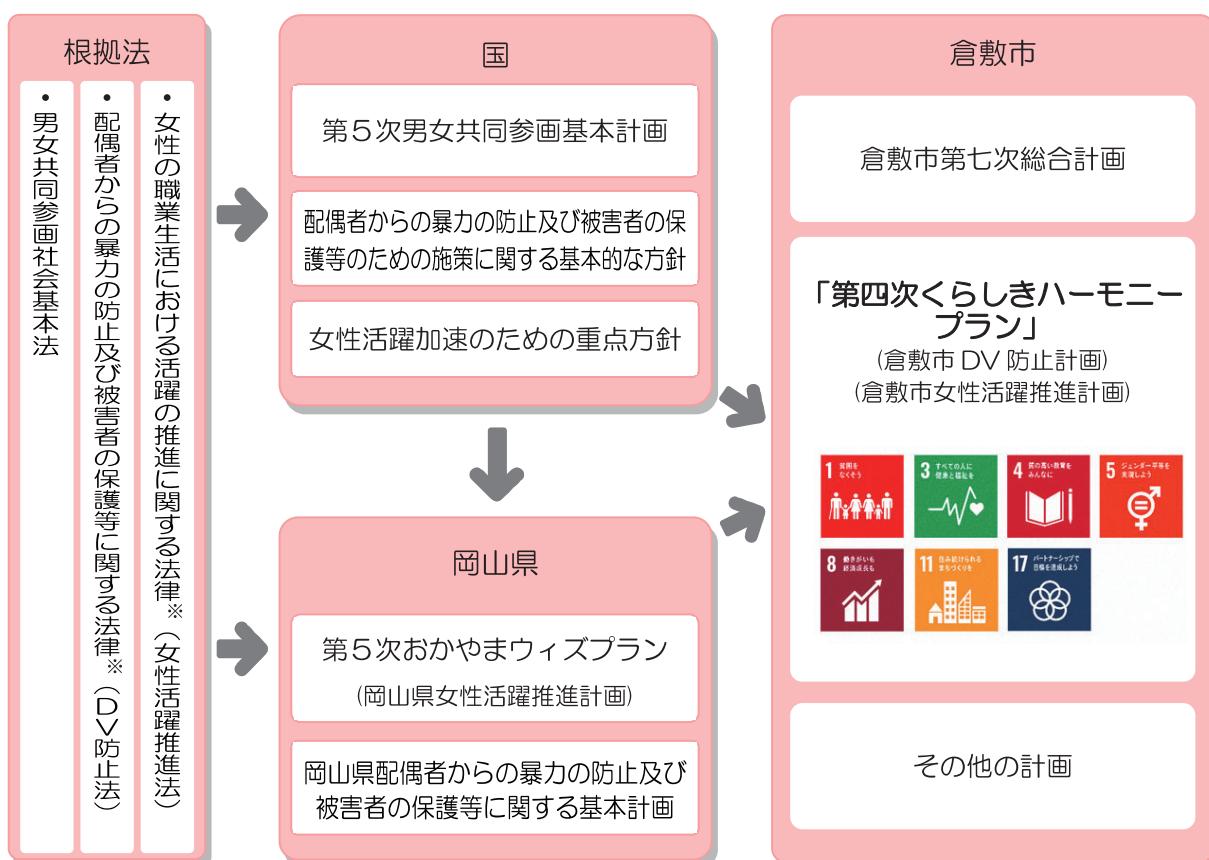
3 / 計画の位置づけ

本計画は、基本法第14条第3項及び倉敷市男女共同参画条例第11条に規定する、男女共同参画の推進施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画であり、国の「第5次男女共同基本計画」、県の「第5次おかやまウィズプラン」を踏まえて策定しました。

また、この計画は、「倉敷市第七次総合計画」を上位計画とした部門別計画として、関連する分野での評価指標及び数値目標の整合性を図りました。

さらに、本市は令和2年7月に国より「SDGs未来都市」として認定されており、本計画における男女共同参画社会※実現のための目標と施策も「5 ジェンダー※平等を実現しよう」等、多くの点で「持続可能な開発目標（SDGs※）」における達成目標と深く関わっています。こうした点を強調するため、基本目標ごとに関連するSDGsの目標を掲げました。

なお、本計画の「基本目標Ⅱ 性別にかかわらず誰もがいきいきと活躍する社会を創る」を、女性活躍推進法※第6条第2項に規定する市町村推進計画（女性活躍推進計画）に位置づけるとともに、「基本目標Ⅳ あらゆる暴力を防止する社会を創る」を、DV防止法※第2条の3第3項及び倉敷市男女共同参画条例第26条に規定する市町村基本計画（DV※防止計画）に位置づけます。



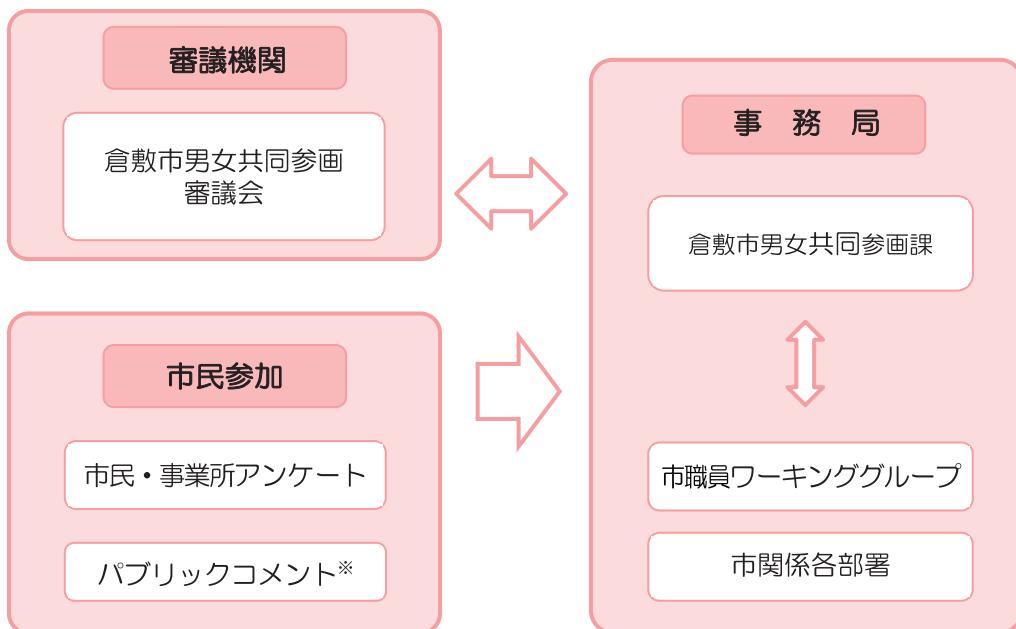
4 / 計画の期間

計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間です。

平成 28年度	29年度	30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度

「第三次くらしきハーモニープラン」 → 「第四次くらしきハーモニープラン」

5 / 計画の策定体制



*パブリックコメント：行政の政策立案過程で国民の意見を募る制度（意見公募手続き）。平成17年6月の行政手続法の改正で新設された。行政機関がホームページなどを通じて素案を公表し、国民が、電子メール・郵便などの方法で意見を提出する。